

上代漢字文献における「矣」の用法

神戸大学大学院 人文学研究科 博士後期課程3年 李 瑩瑩

上代の文献における漢文助辞の用法と訓法については、多くの研究者によって議論されてきた。その中で、文末助辞「矣」が詠嘆の終助詞「ヲ」の正訓から「ヲ」格の表記に発展した点に関しては、先行研究でも一致している。本稿では、記紀を中心に再度用例を考察し、「矣」の助辞用法から助詞表記への定着経緯について、もう一つの可能性が存在することを検討する。（底本には、日本古典文学大系『日本書紀』、『風土記』、旧日本古典文学全集『古事記』を用いた。各引用文の下括弧内は、巻名・旧大系上下冊の頁数を示す。引用文中の傍線は引用者による。）

1 はじめに

漢文助辞「矣」については、はやく三矢重松氏が、「ヲ」に読まれる理由について、次のように述べている。

「矣」は、説文に「語已詞」とあり。国語に翻して、「ツ」、「ヌ」、「タリ」、「ナリ」、「カシ」などに當るべきが、もと感嘆の意より成れるものなるは、諸助辞通有の性質なれば、我が感嘆のヲに用ゐたりとせむは、両者相俟ちて頗妥當といふべきにあらじか。

つまり、「矣」は陳述の助辞から転じて、感嘆の助詞に当てられたとしている。その根底にあるのは、太安万侶が漢文助辞の「矣」を扱う際、まず国語に存在する言葉に対応させる、つまり語形の対応を念頭に置きながら、訓読して漢文を作成したという捉え方である。三矢氏の論を継承して、武田祐吉氏は、感嘆の「ヲ」に当てられる「矣」は、「表意文字」として捉えうるもので、「矣」が文末感嘆助詞から転じて文中の他の種類の助詞に当てられる時、「訓仮字」としての用法が成立した、と論じている²⁾。

また、古屋彰氏は、万葉集人麻呂歌集略体歌における「矣」を中心として論じ、「ヲ」格の「矣」字表記を「借訓」として取り上げている³⁾。

「矣」に関する諸論説は、「矣」が文末感嘆助詞「ヲ」の表記から「ヲ」格に転用され、「矣」が訓仮名として捉えられるようになった、と解釈する点で概ね一致している。その転用の過程は、次の三段階で示すことができる。

- A 漢文助辞の正格用法（漢文）
- B 詠嘆の終助詞「ヲ」の正訓字表記（漢文・歌謡）
- C 格助詞の「ヲ」に転用された表記⁴⁾（漢文・歌謡）

ところで、本居宣長『古事記伝』の「訓法の事」には、「矣」について、「衰^ヲといふ辞^ヲに用いたり、地矣阿多良斯登許曾などの如し、此ノ例萬葉などにも多し、後ノ世には絶てなきことなり、又ただ漢文の助字なるもあり、⁵⁾という説明がある。ここで指摘されているように、「矣」が助詞表記として日本語の表記に定着していたものだとすれば、「矣」が万葉集以後、急速に消えてしまったことは、いささか不自然な変化ではなからうかと思う。対照的な論考として、瀬間正之氏が論じている「者」の助辞用法が

ら助詞表記への定着経緯があげられる。助詞の「ハ・バ」を表記する「者」が、助詞表記からさらに進んで、訓仮名として国語表記の中に確立し、平安初期の訓点資料で略体仮名として使用されるに至った。したがって、助詞表記の「矣」は急速に消え去ったのではなく、もともと助詞表記として完全には確立されていなかったという可能性が考えられる。万葉集の「矣」が助詞表記であることは、先行研究によって認められているところではあるが、漢文で用いられる「矣」が、B段階からC段階へ移行する際、C段階にまで完全には至らず、結局、助詞表記の用法として確立しなかったのではなかろうかと考えられる。

本稿は、この可能性を検討し、上代文献での「矣」の各用法を考察する。

II 古典中国語の「矣」の用法

対照として、古典中国語における「矣」の用法をまとめる。ここでは、王力の中国語史の時代区分を取り上げ、主に上古（紀元三世紀以前、三〜四世紀は過度期）・中古（四世紀〜十二世紀）・近代（十三世紀〜十九世紀）・現代（二十世紀から）と区切る⁷。つまり、魏晉南北朝までの時期が中国語史における上古時代である。

「矣」は「也」と同様、上古中国語の叙述文では、もともと多く用いられていた文末助辞であり、近代中国語まで用いられた。上代の日本漢字文献における「矣」の用法と比較するために、古典中国語における用法をまとめる。『説文解字』のような上古の字書では語已辞、決辞と解釈され、清の代表的な虚詞研究書『助字辨略』『経伝釈詞』等や、近代の字書類では、文末語氣助辞として捉えられ、他の助辞と対比しながら、完了・感嘆・疑問等、文中に果たす機能に基づいて分類されている。日本の上代は中国の中古に当たるはずであるが、これらの字書、および現代の「矣」に関する研究は、上古をめぐって論じられることが多く、上古と中古の用法の大きな違いは特に指摘されていないため、本稿では古典中国語の時代区分を考慮に入れないことにする。ここでは主に太田辰夫氏の分類に基づき、王力、『詞詮』¹⁰の論述を参考しつつ、以下のようなおおよそ六の分類を施した。

① 事態の完了・変化

太田辰夫氏により「叙述文に用い、文脈よりしてある時点における完了をあらわすもの」とされるものである。聞き手に完了の事実を伝達する場合に用いられる。また、形容詞、教詞が述語に用いられる場合、事態の変化の過程を聞き手に伝達する意味をあらわす。「已」「嘗」「既」等時間をあらわす副詞と共に起ることが多い。

- ・吾見其人矣、吾聞其語矣。 (論語・季氏)
- ・天下之無道也久矣。 (論語・八佾)
- ・晋在侯外十九年矣、而果得晋国。 (左氏伝・僖公二十八年)

② 未来

未来に発生するであろうこと、未来における変化を相手に伝達する陳述助字の用法である。未来を対象とするため、「已」「嘗」「既」との共起はできないが、「將」との共起はよく見られる。この用法の「矣」は、命令文の文末にあらわれることも

ある。

- ・楚禍之首將在此矣。(左氏伝・昭公四年)
- ・先生休矣。(戦国策・趙策四)

③ 必然的な断定

仮定の状況、もしくは既に発生した現実という文脈より、後半に理論上或いは事実上必然の結果が生ずる。文末にある「矣」はその結果の発生を断定する語気が含まれている。

- ・温故而知新、可以為師矣。(論語・為政)
- ・後世子孫必有王者矣。(孟子・梁惠王下)

④ 感嘆

この意味で用いられる場合は、「矣」が文末にくるのが一般的であるが、形容詞や副詞の後について、文中にくる場合もある。

- ・美哉禹功！明德遠矣！(左氏伝・昭公元年)
- ・甚矣！吾衰也！久矣！吾不復夢見周公。(論語・述而)

⑤ 疑問

もともと陳述の語気詞である「矣」は、疑問の意を表さないため、疑問文にあらわれる場合、文中に「何」「誰」等の疑問代名詞や疑問助字と共に起して、疑問の意味を表す。つまり、「矣」は用いられなくても、疑問の意に差し支えない。音調を整える働きをする。

- ・危而不持，顛而不扶，則將焉用彼相矣。(論語・季氏)

⑥ 提示

全文を示すだけでなく、下文を引き出す役割を果たしている。「矣」は文末助辞として捉えられるが、提示の「矣」は文中に現れる用例である。太田辰夫氏はこの類を④に分類したが、『助字辨略』では、この用法を「是頓挫之辭」としており、単に詞の調子を抑え、抑揚をつけるものとしている。だが、『経伝釈詞』では、「為引下之詞」と捉えられている。『詞詮』は、両者の意見をまとめ、「表提示以起下文、與也第二条同」とし、「也」と同じく「矣」が文の前半を提示して後半を引き出すと解釈している。

この場合、「矣」は重文の文末、もしくは「主題十之十述語」の後にくる。

- ・漢之広矣、不可泳思。江之永矣、不可方。(詩経・国風・周南)
 - ・悪不仁者、其為仁矣、不使不仁者加乎其身。(論語・里仁)
- 「也」は名詞の後について主題や目的語の提示にも用いられている。
- ・女也不爽、士貳其行。士也罔極、二三其德。(詩経・衛風・氓)

三 『日本書紀』の「矣」

『日本書紀』は正史のため、正格的な漢文の書き方が追求され、いわゆる純漢文体を志向していると考えられていたが、語彙や語法の研究から、巻によって和習が多く見られることが明らかになってきた。森博達氏は、音韻学・訓詁学の立場から、中国の原音によって仮名が表記され、文章の混用・奇用の少ないα群と、仮名が和音によって表記され、文章も和習が多数を占めるβ群とに分けている¹²⁾。ここで、森博達氏の研究を参考に、『日本書紀』における「矣」について、漢文助辞の用法別に、それぞれα群、β群にあらわれる用例数を表のようにまとめた。「*判断(同「也」)」は漢文助辞の「矣」の用法に当てはまらず、「也」の混用であろうと、筆者が判断する用例数を集めたものである。

	β群	α群	計
事態の完了・変化	99	40	139
未来	6	5	11
必然的な断定	33	16	49
命令・請求・意志	14	7	21
感嘆	15	18	33
疑問	18	2	20
提示	7	0	7
*判断(同「也」)	24	6	30
計	216	94	310

右の表で示されているように、事態の完了・変化の「矣」は全体の半数近くを占め、和習の少ないα群より、混用の多いβ群で多く用いられている。だが、α群に分けられる巻の数は十二巻であるのに対し、β群はα群より五巻多い十七巻が該当するため、割合でβ群の用例数が多いとは断言できない。しかし、提示、判断のような用法に関しては、β群の用例数が確実に多いと言えよう。

判断の語気を表し、「也」の混用と考えられる用例数は三十例あって、全体の二〇%しか占めていないが、特定の文型にだけ表れている。構文からみると、大体以下の形式がある。

i 凡 + 「数量」 + 矣。(β群十一例)

この類の用例は、人数(神の柱数)を表す文脈で現れる。古典中国語では、「矣」が数詞の後にきて、発話時点まで発生した数量上の変化、もしくは状態を表す用法が多く確認されている。

また、iの類は、前文に出てくる人物の数を数える文脈で使われ、「アワセテノナリ」と訓読されているので、「也」の判断の用法である。この二つの要素を総合してみれば、iの文型は「也」の混用と考えられる。他の九例も同様の構文であるため、ここでは省

略する。

- (1) 凡三神矣／凡有九神矣。(神代上・上 97／95)

ii 是／此＋N＋矣。(β群九例、α群三例)

古典中国語における代表的な判断文の文型「是／此＋N＋也」からきたものである。

β群

- (2) 目國常立尊、迄伊弉諾尊・伊弉冉尊、是謂神世七代者矣。(神代上・上 79)
- (3) 次筑紫洲。次億岐三子洲。次佐度洲。次越洲。次吉備子洲。由此謂之大八洲國矣。(神代上・上 85)
- (4) 其淚墮而爲神。是即畝丘樹下所居之神。號啼澤女命矣。(神代上・上 91)
- (5) 所塞磐石、是謂泉門塞之大神也。亦名道返大神矣。(神代上・上 95)
- (6) 其底筒男命・中筒男命・表筒男命、是即住吉大神矣。(神代上・上 95)
- (7) 底津少童命・中津少童命・表津少童命、是阿曇連等所祭神矣。(神代上・上 95)
- (8) 復劔刃垂血、是爲天安河邊所在五百箇磐石也。即此經津主神之祖矣。(神代上・上 93)
- (9) 此不可以吾私用也、乃遣五世孫天之直根神、上奉於天。此今所謂草薙劔矣。(神代上・上 127)
- (10) 背私向公、是臣之道矣。(推古天皇十二年・下 185)

α群

- (11) 衣食之源、則二儀之陳區矣。(天智天皇元年・下 357)
- (12) 老少竊相語曰、是燒佛像之罪矣。(敏達天皇十四年・下 151)
- (13) 時賢聞而歎曰、此之一言、竊比於往哲之善言矣。(天智天皇八年・下 373)

iii V＋N＋矣。(β群四例、α群三例)

物事に対して主観的に推理、判断する文脈で使われている。iiの構文の「是／此」を省略した用例もある。

β群

- (14) 廟重事矣。寡人不賢。何敢當乎。(舒明天皇元年・下 227)
- (15) 何則雖復天神之子、豈能一夜之間、使人有身者哉。固非我子矣。(神代下・上 159)
- (16) 于時、降到之處者、呼曰日向曩之高千穗添山峯矣。(神代下・上 161)
- (17) 由吾在故、汝得建其大造之績矣。(神代上・上 131)

α群

- (18) 臨刑指井而詛曰、此水者百姓唯得飲焉。王者獨不能飲矣。(雄略天皇即位前紀・上 461)
- (19) 留守官蘇我赤兄臣、語有間皇子曰、天皇所治政事、有三失矣。(齊明天皇四年・下 335)
- (20) 於是、穴穗部皇子、謂大臣與大連曰、逆頻無禮矣。(用明天皇元年・下 157)

以上の三つの文型については、「矣」ばかり用いられるのではなく、正用である「也」

を使用する用例も多数見られる。

(21) 兄大彥命、是阿倍臣・膳臣・阿閉臣・狹々城山君・筑紫國造・越國造・伊賀臣、
凡七族之始祖也。(孝元七年・上233)

(22) 此二神、青檀城根尊之子也。(神代上・上79)

(23) 一書曰、古國稚地稚之時、譬猶浮膏而漂蕩。于時、國中生物。狀如薑牙之抽出也。
(神代上・上77)

また、以上の「也」のような「矣」字の例は、書紀だけではなく、他の上代漢文にも見られる。以下の用例は旧大系より引用したものである。括弧の内は頁数を示している。

(24) 此則所謂嶋里、是矣。(出雲国風土記・138)

(25) 葦原鹿、其味若爛、喫異山穴矣。(常陸国風土記・44)

「矣」が文中にある提示用法の七例はすべてβ群にある。正格の漢文助辭の用法に違い、しかも「也」との互換ができる用例は(26)(27)(28)に見られる五例である。

(26) 今朕即自蘇何出之。大臣亦爲朕舅也。故大臣之言、夜言矣夜不明、日言矣日不暝、
何辭不用。(推古天皇三十三年・下21)

(27) 我聞此言、立思矣居思矣、未得其理。(舒明天皇即位前紀・下219)

(28) 妾天皇責曰、汝不欲矣、豈強遣耶。何未對朕、以豫懼甚焉。
(景行天皇四十年・上301)

次の(29)(30)の二例も、提示用法の漢文助辭であるが、第二節で説明したように、「矣」は重文の文末、もしくは「主題十之十述語」の後にくる。それに対して、名詞の後につけることができるのは、本来「也」であるため、(29)(30)は、「也」の混用と考えられる。

(29) 於是、群臣議之曰、夫使人雖死之、不失旨。是使矣何怠之、失大國之書誥。
(推古天皇十六年・下191)

(30) 是以、時人諺曰、鳴牡鹿矣、隨相夢也。(仁徳天皇三十八年・上405)

「矣」と「也」とは、両者とも陳述文の語氣詞であり、もともと意味の類しているものである。『馬氏文通』では、

助字中惟「也」「矣」兩字最習用、而爲用各別。「也」字所以助論斷之辭氣、「矣」字惟以助叙說之辭氣。故凡句意之爲當然者、「也」字結之、已然者、「矣」字結之。所謂當然者、決是非、斷可否耳。所謂已然者、陳其事、必其効而已。

とされ、両者の用法が区別されている³⁰⁾。語氣の漢文助辭は文の語氣を助ける働きを果たすため、文の意味には決定的な影響は与えない。しかし、上文で述べたように、「矣」は事態がすでに発生し、完了したという基本的な意味を持つため、「也」と同じ文で使われていても、ニュアンスが異なるのである。例えば、「悪不仁者、其爲仁矣、不使不仁者加乎其身。」(論語・里仁)の「矣」を、「也」に入れ替えても、文として成立するが、「矣」の場合はすでに発生した結果・状態、「也」は未発生の事に対する断定を表すのである。

書紀の用例に戻ると、判断の用法(同「也」)、提示の用法においては、β群でα群より明らかに用例数が多いことに気付く。必ずしもβ群の用例が和習であって、α群の用例が正漢文的であるとは言い切れないが、β群の編纂者は、より判断、提示の「矣」の使用を好んでいると言えるであろう。このことから次の可能性が考えられる。

「也」と「矣」の区別が曖昧であって、編纂者にとって把握が困難であり、十分に理

解されていないため、日本人によって作成されていると思われるβ群においては、「也」と「矣」の、どちらにするか判断できない場合、頻繁に使われる「也」の重複を避けるため、所々意図的に「矣」を以て入れ替えたという可能性は排除できないだろう。(29)は、その典型的な例である。「鳴牡鹿矣」と「隨相夢也」はきれいな対になっている。「矣」は名詞の「鳴牡鹿」を提示し、後文を引き出す働きを担っており、「也」の混用であるが、後ろの「也」との重複を避けるため、「矣」を用いたのではないかと推測される。漢文助辞の用字の多様化を求める一種の工夫、もしくは技法と考えられる。

四 『古事記』の「矣」

『古事記』には「矣」の用例が十三例用いられ、「矣」が文末にあるか否かによって、次のように分類できる。

文末（七例）

- (31) 然、運移世異、未行其事矣。(上・22)
- (32) 可謂名高文命、徳冠天之矣。(上・22)
- (33) 汝命者、所知高天原矣、事依而賜也。(上・52)
- (34) 汝命者、所知夜之食國矣、事依也。(上・54)
- (35) 汝命者、所知海原矣、事依也。(上・54)
- (36) 爾海神自出見、云此人者、天津日高之御子、虚空津日高矣。(上・128)
- (37) 因吾隱坐而、以爲天原自聞、亦葦原中國皆聞矣、何由以、天宇受賣者爲樂、亦八百萬神譁矣。(上・66)

文中（六例）

- (38) 又離田之阿、埋溝者、地矣阿多良斯登許曾(皇朝御辭)我那勢之命爲如此登(此辭)詔雖直。(上・81)
- (39) 天香山之五百津真敷木矣、根許土爾許土而(和譯)(上・84)
- (40) 即蹈傾其船而、天逆手矣、於青柴垣打成而隱也(和譯)(上・108)
- (41) 爾天兒屋命、布刀玉命、天宇受賣命、伊斯許理度賣命、玉祖命、並五伴緒矣文加而天降也。(上・114)
- (42) 若此御子矣天皇之御子所思看者、可治賜。(中・200)
- (43) 其緒者、載赤幟、立赤幟、見者、五十隱、山三尾之、竹矣訶岐。(此辭)(下・356)

本居宣長は『古事記』の「矣」を、「ヲ」に当てられるものと、漢文助辞という二類に分けている。武田祐吉氏は、本居宣長の分類に従い、文末にくる(31)～(36)を「その語の終結を示す漢文風の用法」に分類し、(38)～(40)～(43)を「ヲ」に当たるものとして一類にする。さらに進んで、(37)は、「以為」の終を示す辞と理解できるが、接続助詞の「ヲ」の表記としてとることもできる。(42)については言及していない。ここで武田氏の分類を踏まえて、はたして「ヲ」に当てられるかどうか、漢文風であるかどうかを念頭において、検討していくこととする¹⁴⁾。

(31)～(36)の六例の「矣」のうち、(31)は完了、(32)は推量、(33)～(36)は判断を表すもので、「者矣」という文型が用いられている¹⁵⁾。(37)は接続助詞の「ヲ」の表記としても捉える

ことは可能であるが、やはり漢文助辭の完了・変化の用法と理解するのが一般的であろう。文末に用いられる七例は概ね、漢文助辭の用法にのっとったものと考えられる。

しかし(38)(39)(43)の三例については問題が残る。「N₁者、所知N₂矣」という構文は、一見単純な「く者く矣」構文に見えるが、「所知」の存在によって、構文として不自然になる。「所」は動詞の前に置かれ、動詞の目的語或いは補語に相当する人・物事・場所を指す語である。「所知」は「汝命」のおさめる場所を指すので、後の高天原・夜之食國・海原と重なる。「所く者」を以て古代漢語に直すとすれば、「N₁所知者、N₂矣」になるはずである。にもかかわらず、「N₁者、所知N₂矣」を用いている理由として、漢文の語順を借りながら、「者」を国語助詞の「ハ」に当て、「矣」を助詞の「ヲ」に当てている可能性も考えられる。つまり、「く者く矣」という典型的な漢文の文型を用いることにより、見た目としては漢文の形を保ちながら、「矣」を以て述語と目的語の関係を示しているということである。

「矣」が文中に現れる六例は、さらに構文によって三類に分けられる。

i N + 矣 + V / ADI 用例(38)(39)(43)

(38)(39)(43)の共通点は、二つあげられる。一つは名詞が「矣」の後にくる用言の目的語となっていること。そして、もう一つは、用言が音仮名で表記されることである。そして、音仮名で表記される用言の後には、「目く下く字以音」という註がある。

この構文は「N + 者 + V」から構成されている。これらの文は動詞がすべて音仮名表記で、しかも「V + N」の構文になっている。だが(38)(39)のような述語が音仮名で表記される例は、「V + N」の構文に直すと、音仮名で表記された用言と目的語の名詞との判別が難しくなる。

したがって、この表記法が採られた理由については、二つの可能性が考えられる。一つは、漢文の文脈において、音仮名で表記された部分は不自然に見えるため、漢文助辭の「矣」の提示用法を通して、目的語を提示したということである。先述のように、「矣」は「主題十之十述語」の後にはしか用いられることができない。それに対して、「也」には主題や目的語を提示する用法があるため、ここでは「也」の混用と考えることができる。もう一つは、目的語、述語の関係を示すために格助詞の「ヲ」に当てるつもりで、筆録者が「矣」を用いた可能性も考えられる。つまり漢文助辭と国語助詞の中間的用法である。

ii N₁ + 矣 + N₂ (二 / ト) + V 用例(40)(42)

(40)(42)は、一例とも「くをくにする」、「くをくとする」という、比較的複雑な構文を漢文で表そうとしたものであるが、漢文としては意味が通じない。しかし、ここには目的語および変化の結果を表す補語という二つの名詞があり、目的語の「天逆手」「御子」と述語との関係を示すためには、どうしても「ヲ」格を表記する必要がある。そのため、「矣」を以て「ヲ」に当てたと考えられる。全体的な構文は日本語の語順に従い、助詞「ヲ」「ニ」「ハ」を、漢文助辭の「矣」「於」「者」を以て表記し、さらに文末に「也」を加える変体漢文である。

iii 並 / 凡く矣 用例(41)

この文型は、『日本書紀』でも見られ、すでに第三節で検討した。(41)の「並五伴緒矣」

は、前文の五つの神を合わせて「五伴緒」とするので、「並し矣」を一つの文とみることが出来る。しかし、『日本書紀』とは異なり、ここでの「矣」は文末ではなく、文中にきており、「矣」をただの語気詞と理解するには無理がある。この「矣」は提示の助辞というより、格助詞の「ヲ」に近いと考えられる。

文中にくる「矣」の用例は、『古事記』だけではなく、『風土記』でも四例が確認される。いずれも常陸国風土記の近い箇所例である。

(44) 栲袞志羅紀乃三埼矣、國之餘有耶見者、國之餘有詔而 (常陸国風土記・100)

(45) 亦北門佐伎之國矣、國之餘有耶見者、國之餘有詔而 (常陸国風土記・100)

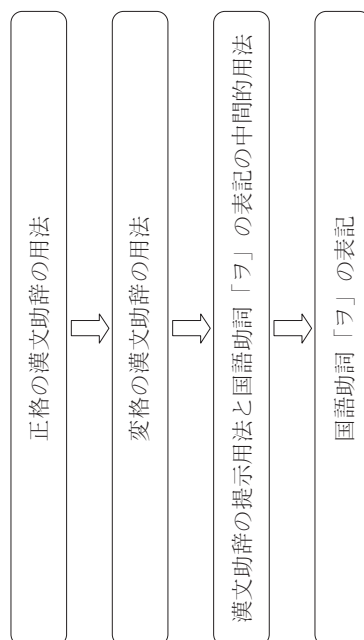
(46) 亦北門農波乃國矣、國之餘有耶見者、國之餘有詔而 (常陸国風土記・100)

(47) 亦高志之都乃三埼矣、國之餘有耶見者、國之餘有詔而 (常陸国風土記・100)

これらの例と比較しても、やはり「矣」は(38)(39)(43)のように、提示用法でありながら、格助詞の「ヲ」を表記する性質を併せ持っていると思われる。

太田晶二郎氏は、「矣」字が感嘆の「ヲ」を表記する場合は「正訓」とみなすべきで、文中の「ヲ」格に転用しても、擬葉・皮肉の策を以て漢文体の面目を保つとしている¹⁷⁾。『古事記』、『風土記』はいわゆる変体漢文を主体とし、所々で和習が見られる。(31)～(37)のような「し者し矣」等漢文でよく見られる文型を用いる場合もあれば、(38)～(47)のように、漢文助辞と国語助詞との中間的用法を用いる場合もある。

以上の用例から、『古事記』の全体的な傾向として、「矣」が正格の漢文助辞から国語助詞の表記へと移行している流れが見られる。前述したように、「矣」は文末の詠嘆助詞「ヲ」の表記から「ヲ」格に転用されたものであるとする先行研究がある。しかし、『古事記』の用例を見ると、詠嘆用法の「矣」の用例が一例もない。その一方で、『古事記』の筆録者は、「矣」の代わりに、「乎」、「耶」、「哉」などの漢文助辞を以て詠嘆の意を表す。つまり、『古事記』の筆録者には「矣」を以て、詠嘆の終助詞「ヲ」に当てる意識がないのではないと思われる。したがって、ここでもう一つの可能性が考えられる。正格漢文助辞の「矣」は、「也」の用法と混同され、変格漢文助辞としての用法を用いられるようになった。そこから進んで、変体漢文では、目的語と述語の関係を示す必要がある場合、「矣」の変格漢文助辞の提示用法を以て目的語を提示し、さらに進んで国語助詞「ヲ」と重ねて用いられるようになってきたと推測される。変化の流れは、以下の図に示す通りである。



五 万葉歌、木簡及び古文書の「矣」

以上、上代の漢文・変体漢文の「矣」をめぐる問題について論じてきた。一方、『万葉集』の「矣」に関しては、前述のようにすでに古屋彰氏が論じている。『万葉集』においてはあわせて八十九の用例があつて、そのうち、漢文部には十七例、歌には七十二例がある。その所在は、人麻呂関係（十例）および福麻呂関係（三十四例）に偏っている⁴⁸。助詞「ヲ」に当てる例については、人麻呂歌集内にあつて、「矣」が略体歌に偏っているのに対して、「乎」が非略体歌に多用されている。「矣」と「乎」は同一用字圏に共存し難い傾向がある。福麻呂関係の歌にあつても、助詞「ヲ」に当てる「矣」の用例数が「乎」より多いと指摘されている。人麻呂歌集略体歌においては、漢文助辭の用法に近く、「矣」によつて詠嘆の終助詞「ヲ」が正訓字表記され、福麻呂関係の歌になると、詠嘆の終助詞は、「矣」から「焉」とつてかわられ、「矣」の用法は「ヲ」格を表記する借訓字として完成されたとされている。その理由は、助詞・助動詞を表記しようとする表記者の意識の強弱が存在したことによるもので、助詞を表記しようとする意識の弱い略体歌においては、助詞「ヲ」の表記に「矣」が多用され、助詞を細かく表記する非略体歌においては、「乎」が圧倒的に多用されていると述べられている。

『古事記』においても『万葉集』においても、二つの共通点が見られる。一つは、「矣」に限られた範囲内で用いられていたことである。『古事記』では漢文部に、『万葉集』では略体歌に偏在している。それに相応して、『古事記』の歌謡部には「哀」という音仮名が、『万葉集』の非略体歌には「乎」という音仮名がある。もう一つは、その用法が漢文助辭に近いと考えられることである。『古事記』についてはすでに第四節で論じた。『万葉集』略体歌における用例は、終助詞として漢文助辭「矣」の感嘆の用法に近いと思われるが、格助詞の用法にも見える。これまで「矣」については、終助詞の「ヲ」の表記から「ヲ」格の表記へ変化したと先行研究によつて指摘されてきたが、『万葉集』における「矣」は、『古事記』等、変体漢文の用法に影響を受け、「ヲ」格を「矣」で表記するに至つたという可能性も排除できない。

『古事記』において「矣」が、正格漢文助辭から変格漢文助辭に変化したのは、筆録者の漢文習熟度の所為によるものと考えられることができるが、国語助詞の「ヲ」の表記に進化したこと背景には、文の意味に決定的な影響を与える格助詞を示そうとする筆録者の積極的な意図があつたと考えられる。

『古事記』では、「哀」が音仮名表記として、神名、場所、歌謡における国語助詞の「ヲ」に使われるのに対して、「矣」は、漢文助辭でありながら国語表記の「ヲ」に進化しつつ、その使用範囲もあくまで漢文に限られている。『万葉集』の正訓字主体表記の略体歌においても、『古事記』の漢文部においても、結果的に「矣」は漢文助辭のイメージが強く残されている。

その他、「矣」が「ヲ」格に当てられる用例は、木簡、古文書のような資料にもみられる。奈良文化財研究所の木簡データベースで検索した結果、木簡にはあわせて十三の用例があつた。そのうち、「矣」が「ヲ」格に当てられる用例は、平城京木簡⁴⁹の一例しかない。

⁴⁸ 国足一〇朱沙□〔者カ〕□・◇朱沙矣佃計而進出〇別采色入管令

また、『大日本古文書』所収の奈良時代の古文書⁵⁰においては「矣」が二十五例ある。そのうち、「ヲ」格に当たるものは、一例のみである。この例に関しては、まだ疑問が

残るので、本稿では用例だけを示し、考察対象としないことにする。

- (49) 以前、得廣長寺辞状称、絶上件地常根沽与東大寺布施屋地已訖、望請、依式欲立券文者、郡矣勘問得実、依勒估買向人署名、立券如件、以解

木簡、古文書の用例からみると、当時の文書でも、「矣」は正格の漢文助辭の用法として一般的に用いられていたが、一部は、国語助詞「ヲ」として意識され、漢文助辭と国語助詞の中間的用法としても用いられていたようである。

このような用例は、太田晶二郎氏の指摘するように、平安初期に入っても、依然としてみられる。例えば、平安遺文⁴⁶の土地売買契約文書には、次のような用例がみられる。

- (50) 件墾田を巨束矣充価値。

平安遺文の八〇九例の中では、「矣」の多くは正格漢文助辭の用法として用いられ、「ヲ」格に近い用法は上の「く矣く充く価値」の文型でしか見られない。おそらくこのような構文は平安初期の時点で、すでに慣用の文型として使用されていたと考えられる。

六 まとめ

上代の漢字文献における漢文助辭の「矣」の用法を考察してみると、全体的な傾向として、正格の漢文助辭の用法が主流であって、変体的な漢文助辭から国語助詞の「ヲ」の表記へ移行する流れが見られるが、助詞表記は確立されていなかった。

それとは対照的に、漢文助辭の「者」の場合、国語助詞「ハ・バ」の表記として定着しただけでなく、訓仮名として「ハ」を表記するようになった。『古事記』において使用頻度六位という「者」字⁴⁷の多用、しかも判断文型「是く者、く也」の多用が、助詞「ハ」表記の確立につながった一つの原因と考えられる。そのために、助詞表記だけではなく、さらに進んで「ハ」の訓仮名として用いられるようになった。一方「矣」は、陳述の漢文助辭として、「也」ほど多用はされていない。「ヲ」格と漢文助辭の提示用法の中間的用法からみると、これを「ヲ」格に当てようとする時期があったと言えよう。だが、『古事記』の歌謡部では「袁」、万葉集非略体表記では「乎」の表記が固定化されており、結局漢文というカテゴリーから脱却できず、とうとう「者」のように訓仮名にまでは至らなかったと見られる。

国語助詞を表記しようとする場合、「者」のような上代の漢字文献で大量に使用される漢文助辭のほうが、漢文の構文を考慮しながら、国語助詞と漢文助辭との一対一の対応が実現できる。しかし、「ヲ」格の場合、日本語では多く使われるが、漢文助辭「矣」によって明示する必要のある文脈は限られ、一対一の対応は簡単に実現しなかった。そのため、漢文では、このような用法が徐々に消え、やがて漢文助辭の「矣」の用法だけが残ったと考えられる。

【注】

- 1 三矢重松『古事記に於ける特殊なる訓法の研究』（中文館書店 一九三三年 四四～四六頁）。
- 2 武田祐吉「古事記の訓仮字に就いて」（『国語学論集 橋本博士還暦記念』岩波書店

- 一九四四年 三六二～三六四頁)。
- 3 古屋彰「人麻呂歌集略体表記の位相―「矣」の借訓用法を手がかりとして」(『国語と国文学』四十六卷十一号 一九六九年十一月)。
- 4 先行研究では、「矣」は訓仮名として捉えられるが、訓仮名とは漢字の意味とは関係なく、漢字の訓を仮名の音に当てたものである。「矣」は終助詞「ヲ」の正訓字として用いられるうえ、助詞以外に用法の広がりがないので、訓仮名として捉えることは不適切である。本稿では格助詞の「ヲ」に転用した表記とする。
- 5 『本居宣長全集 第九卷』(筑摩書房 一九六八年七月 四十頁、◇内は割注である)。
- 6 瀬間正之「上代における『者』字の用法―助辞用法から助詞表記へ」(『国語文字史の研究』第二号 前田富祺編 和泉書院 一九九二年九月)。
- 7 王力『漢語史稿』(中華書局 二〇〇八年六月 四三頁、元北京：科学出版社 一九五七年三月)。
- 8 劉淇著『助字辨略』、王引之著『經傳釋詞』(國學基本叢書四百種118 台灣商務印書館 一九六八年六月)。
- 9 太田辰夫『改訂版古典中国語文法』(汲古書院 一九八四年九月)。
- 10 楊樹達『民国叢書第五篇・詞詮』(上海書店 一九九六年十二月 一九三二年商務印書館刊本の影印版)。
- 11 楊伯峻、何樂士『古漢語語法及其發展』(北京：語文出版社 一九九二年三月 八五二頁)。
- 12 森博達『日本書紀の謎を解く』(中公新書 二〇〇〇年一月)。
- 13 馬建忠『馬氏文通』(北京：商務印書館 二〇〇八年二月三三三頁)、原著は二八九八年に商務印書館によって出版されたものである。
- 14 「矣」の用例の所在は『古事記』では偏っている。文末の用例はすべて上巻にあって、特にその前半に集中し、文中の用例は上巻の後半に集中し、中・下巻にもそれぞれ一例ある。また、音注・声注も「矣」の所在と、分布が似ていることが注意される。これについては、本稿では検討しないが、後日再検討したい。
- 15 古代漢文では、「矣」は状況の発展、変化等、動的な叙述、「也」は静的な判断に用いるため、判断といえ、「者」矣」というより、「者」也のほうが普通である。これは本論文の第三節で検討されているように、「也」の混用と考えられる。
- 16 瀬間正之、前掲論文注(6)。瀬間氏は、「者」について、『古事記』からすでに助辞用法と助詞表記が混在し、国語表記として定着していたという。
- 17 太田晶二郎氏「国語学者も古文書を見よ―格助詞「ヲ」を表記する『矣』」(『日本歴史』第六十二号 一九五三年七月)、『太田晶二郎著作集 第三冊』(吉川弘文館 一九九二年三月)に再録。
- 18 古屋彰、前掲論文注(3)。歌の七十二例は、「人麻呂関係」に十例、「福麻呂関係」に三十四例以外、「赤人・金村」に四例、「竹取翁歌」に四例、「その他」に二十例ある。「その他」として扱った巻十三の十例は、三三三四番歌に四例、三三三〇番歌に四例といった具合に偏在すると指摘されている。
- 19 『平城京木簡1―長屋王家木簡 解説』(奈良国立文化財研究所 一九九五年三月)。
- 20 東京帝国大学文学部史料編纂掛『大日本古文書 編年4』(東京帝国大学 一九〇三年三月 五二二頁)。
- 21 竹内理三『平安遺文 古文書編第一巻』(東京堂出版社 一九七五年九月)。
- 22 瀬間正之、前掲論文注(6)。

(り えいせい/神戸大学大学院生)